⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第17条第２項第２号関係）

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

事例１）急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師や看護師が家族から聴取する場合

事例２）事業者間において、不正対策等のために、暴力団等の反社会的勢力情報、意図的に業務妨害を行う者の情報のうち、過去に業務妨害罪で逮捕された事実等の情報について共有する場合

事例３）不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者から取得する場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第17条第２項第３号関係）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合（なお、法第76条第１項第３号に該当する場合は、第４章の各規定は適用されない。）

事例２）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、ある関係機関において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続が行われた情報を取得する場合

事例３）児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に係る情報を、児童相談所、警察、学校、病院等の関係機関が、他の関係機関から取得する場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第17条第２項第４号関係）

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

事例）事業者が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合

⑸　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第１項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合（法第17条第２項第５号、規則第６条関係）

要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。

①本人
②国の機関
③地方公共団体
④放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
⑤著述を業として行う者
⑥大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
⑦宗教団体
⑧政治団体
⑨外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
⑩外国において法第76条第１項各号に掲げる者に相当する者

⑹　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（法第17条第２項第６号、政令第７条第１号関係）

本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴により、要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が明らかであるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができる。

事例）身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）

⑺　法第23条第５項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき（法第17条第２項第６号、政令第７条第２号関係）

要配慮個人情報を、法第23条第５項各号に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。

【法第17条第２項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第17条第２項第５号及び規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

（※１）「要配慮個人情報」については、２－３（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（３－４－１（第三者提供の制限の原則）、３－４－２（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

（※２）「本人の同意」については、２―12（本人の同意）を参照のこと。なお、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第17条第２項及び法第23条第１項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から法第17条第２項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

３－２－３　利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）

法第18条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表（※１）していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知（※２）するか、又は公表しなければならない。

【本人への通知又は公表が必要な事例】

事例１）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例２）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例３）個人情報の第三者提供を受けた場合

（※１）「公表」については、２―11（公表）を参照のこと。

（※２）「本人に通知」については、２―10（本人に通知）を参照のこと。